

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年1月10日（令和2年（行情）諮問第16号）

答申日：令和2年12月14日（令和2年度（行情）答申第403号）

事件名：ゴラン高原派遣輸送隊の第34次要員から研究本部が聞き取りを行った内容を記録した文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示とすべき部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月12日付け防官文第7087号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書に添付された資料は省略する。）。

##### （1）審査請求書

原処分において、防衛省は対象文書の項目を除く本文のすべてを不開示としており、法5条3号に該当しない情報を含む広範囲を一括して不開示としている疑いがあることから、精査の上、法5条3号に該当しない情報については、不開示とした決定を取り消し、開示を求めるものである。

##### （2）意見書

本件諮問庁の防衛省は、私の審査請求に対して、「法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するため不開示としたものである。よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である」と主張している。

しかし、防衛省がこれまで私の開示請求に対して開示した文書の中には、海外での任務に従事した隊員がその活動の教訓などについて記述し

たものもある。

たとえば、陸上幕僚監部が平成7年に作成した「カンボディアPKO派遣史」の資料集には、派遣部隊の各中隊長等が活動の教訓等を記述した「所見集」が収録されており、これらは全て開示されている（別紙添付）。

これが全て開示されている一方で、ゴラン高原PKOに派遣された隊員たちが陸上自衛隊研究本部の聞き取りに対し、派遣期間中に経験したことやそこから得た教訓などを語った内容を記録した本件対象文書は全面的不開示となっているのは不自然であり、法5条3号や6号には該当せず本来開示すべき情報も不開示にしているとの疑義がぬぐえない。

以上の理由から、防衛省が本件対象文書で不開示とした部分が法5条3号や6号に該当するかの精査を行い、該当しない箇所の開示を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊ゴラン高原派遣輸送隊の第34次要員から研究本部（当時）が聞き取りを行った内容を記録した文書すべて（ただし「教訓詳報」はのぞく）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「輸送班長からの聞き取り 3月14日（木）」（以下「先行開示文書」という。）及び別紙1に掲げる4文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月25日付け防官文第4938号により、先行開示文書について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分を行った後、令和元年9月12日付け防官文第7087号により、本件対象文書について、同条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「防衛省は対象文書の項目を除く本文のすべてを不開示としており、法5条3号に該当しない情報を含む広範囲を一括して不開示としている疑いがある」として、一部を不開示とした決定を取り消し、開示することを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、

法5条1号，3号及び6号柱書きに該当するため不開示としたものである。

よって，審査請求人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年2月10日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月5日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年12月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，不開示とされた部分のうち，別紙2の番号1，番号2，番号4及び番号5の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）について，開示を求めるところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分には，自衛隊ゴラン高原輸送隊員から聴取した内容等が具体的に記載されている。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ，諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求を受け文書を探索したところ，関係部署において特定行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を発見した。その作成に関する記録等は残されていなかったことから，作成経緯の細部は不明であるが，その内容から，研究本部が第34次ゴラン高原派遣輸送隊の隊員から聞き取りした結果が記載されていると認められ，事実関係の正誤判断はなされていない生の声が記載されている文書であると考えられた。

(イ) 「研究本部」は平成30年に廃止され，組織再編により「教育訓練研究本部」となったものであるが，「研究本部」においても「教育訓練研究本部」においても，海外派遣業務に参加した隊員から教訓資料を直接聞き取るなどして収集する業務を行っており，その間

き取り内容は、通常公にされない前提で実施されている。

現在「教育訓練研究本部」において行われている教訓の収集業務の一般的な方法等に照らし合わせると、文書1ないし3は、隊員から聴取した内容をありのまま記載したものであり、文書4は、教訓の収集業務を行うに当たり、部内の限られた範囲において聴取の報告を行うために、文書1ないし3に記載されている聴取内容に加え、その他の隊員からその日に聞き取った内容を簡略化し記載したものであると考えられる。

(ウ)したがって、本件対象文書は全て、公にされない前提で聴取された内容をそのまま記載したものと及びそれを即時に簡略化したものといえ、これを公にすると、聞き取り対象者が、自らの発言が公になることを恐れるあまり考えを正直に述べることをためらうなど、教訓収集に対する信頼が損なわれ、今後の教訓収集の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には隊員から聴取した具体的内容が記載されており、上記アの諮問庁の説明に不自然・不合理な点はないと認められる。

ウ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、同様の調査において関係者から協力が得られなくなるなど、防衛省・自衛隊が行う調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) なお、審査請求人は、過去に同種の文書が全部開示されていると主張するが、本件不開示部分には上記(1)のとおりの内容が記載されていることが認められ、仮に同種の文書が全部開示されたことがあったとしても、具体的な内容を異にする本件不開示部分について、直ちに法5条3号及び6号柱書き該当性が否定されるわけではないのであるから、上記主張には理由がない。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

### (第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 隊長からの聞き取り 3月14日(木)
- 文書 2 副隊長からの聞き取り 3月14日(木)
- 文書 3 分遣班長からの聞き取り 3月14日(木)
- 文書 4 研究本部聞き取り調査に関する資料

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	聞き取り内容の全て	<p>自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するとともに、自衛隊の教訓収集に関する情報であり、聞き取り内容は通常公にされないとの信頼に基づき行われるものであることから、これを公にすることにより、今後の聞き取り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
2	文書 2	聞き取り内容の全て	<p>自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するとともに、自衛隊の教訓収集に関する情報であり、聞き取り内容は通常公にされないとの信頼に基づき行われるものであることから、これを公にすることにより、今後の聞き取り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
3	文書 3	分遣班長の氏階級	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようにな</p>

			り、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4		聞き取り内容の全て	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、自衛隊の教訓収集に関する情報であり、聞き取り内容は通常公にされないとの信頼に基づき行われるものであることから、これを公にすることにより、今後の聞き取り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5	文書4	聞き取り内容の全て	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するとともに、自衛隊の教訓収集に関する情報であり、聞き取り内容は通常公にされないとの信頼に基づき行われるものであることから、これを公にすることにより、今後の聞き取り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。